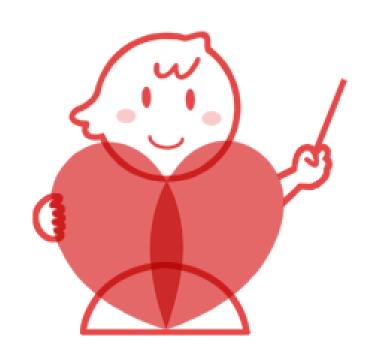
# インターネットにおける 児童ポルノ規制の状況等について



IA japan

2010年11月17日 (水) ルビノ京都堀川 財団法人インターネット協会 主幹研究員 大久保貴世



# ある相談者からの一言

携帯電話でこんな事がおこるのが、 不思議でなりません。 こんなちっぽけな携帯電話で こんなことになるなんて!

2010年5月 30才女性からの電話相談より

# 相談サイト インターネットホットライン連絡協議会 [A]apan



http://www.iajapan.org/hotline/

#### インターネットホットライン連絡協議会

サイト内検索

Internet Hotline Expert Network Last Update 2010/09/24 |

お電話でのご相談は受け付けておりません。インターネットトラブルの相談先をご自分で探すページです。

#### 相談窓口をお探しの方

#### 18才未満の方



#### 違法・有害サイトの通報は



インターネット

#### 当協議会の紹介

参加について / 参加団体

#### 参加団体の方

関連業界 / 参加団体からのお知らせ メールマガジン

#### 活動

活動履歴 / 報道発表

掲載記事 / 研究会・セミナー

#### What's NEW | 最近 (2010年) のお知らせ・活動一覧へ

■ NEW! 2010年9月24日:「インターネット関連ニュース (2010年9月24日)」を更新しました

■ NEW! 2010年9月24日:「こども関連記事(2010年9月23日)」を更新しました

■ 2010月7月15日 ~ 9月15日 (終了しました) 「ケータイ・インターネットトラブル克服手記コンクール」

■ NEW! 2010年9月10日: 「協架空請求に対する相談のあったサイト (2010年8月分)」を更新しました

■ NEW! 2010年9月2日: 「協議会相談件数 (2010年8月分)」を更新しました

■ 2010年7月21日: 「インターネット協会の名前を利用した悪質な「詐欺的商法」に注意しましょう」を更新しました

■ 2010年5月20日: 「モバイルサイト」を更新しました

■ 2010年4月7日 ~ 実施中

「インターネットにおけるルール&マナー検定(2010年:ビジネス版・こどもばん)」 「2010年大人版」は終了しました





# 本日お話しすること

- 1. ネット利用実態
- 2. 児童ポルノサイト
- 3. ブロッキングなど
- 4. その他に、何ができる

# 第1幕ネット利用実態



# 被害者は中学生が多い(平均14歳)

### 2010年5月20日 京都

家出中だった中学1年の女子生徒に暴行した会社員 (32)を逮捕。携帯電話のサイトで女子生徒と知り 合い、友人の容疑者に紹介。家族から家出人捜索願が 出ていた。

### 2010年6月30日 兵庫

携帯電話のメールで女子中学生にわいせつ画像を送信させたとして、福岡県の容疑者(22)を逮捕。 4月、携帯電話のゲームサイトで知り合った兵庫県芦屋市の中学1年の女子生徒(12)に裸の画像を携帯電話で撮らせ、自分あてに送信させた疑い。



# 加害者も中学生が増えている

### 2010年3月16日 島根

中学の教室で男子生徒が、ほかの数人の生徒にいじめられているとみられる映像が、動画サイトに投稿。 動画は2分33秒と1分47秒の2種類。

### 2010年6月29日 岐阜

中1女子生徒(12)が、同じ学校の2年生の生徒5人にいすに縛り付けられて服を脱がされ、裸を動画撮影されるなど、いじめを受けていたことがわかった。その様子を撮影した動画を同じ学校の十数人の生徒にメール送信していたという。

# 相談 23歳女性 トラブル度5

高2のときに出会い系サイトで知り合った 9歳年上の方と付き合っていました。

「遠距離で寂しいから」と言われ性行為をビデオで撮られました。

ネットでの画像流出問題が目立つようになり、 私も不安になったので検索してみたら、<u>個人</u> 撮影ビデオとして販売されていました。

今現在、結婚を考えている彼がいます。彼に知られないように、ネットからビデオを全て削除したい。

# 相談 16歳女子 トラブル度3

中1の頃にSNSで知り合った人とお互い の写メを交換し合ってしまいました。 住んでいるところや名前も教えたこともある。 今、思うと何で教えちゃったんだろうと、 とても後悔しています。 また、「裸の写メ送ってよ」と言われて送っ てしまったことがあります。 悪用されていないか不安です。 とてもとても後悔しています。 過去のことですが怖いです。

# 加害者

# 自己被害者

被害者

## 一般意見

〇〇〇サイトをご存知でしょうか。女子中高生の「パンチラ」などの画像や動画を公然と売っています。

小さい子たちのポルノ画像や動画ばかりが問題視されていますが、<u>女子中高生のものが今</u>一番大量に出回っています。

ネット上でそのようなものを掲載するのは児童ポルノ現行法でも違法なのではないでしょうか?あまりにも大量に、また公然に出回っているのに驚愕しました。

# 相談 保護者 トラブル度5

公立中学の体育の教諭に水泳 の授業風景、(女子、水着、 名札つき) の写真を掲載され そのころから半年にわたり娘 宛で、迷惑電話が続いていま す。

# 相談 意見 2010年11月15日

児童ポルノの温床となる掲示板を容認し、 削除なさらなかった管理人及び運営人などの 関係者の方々の真意を疑います。 児童の裸などの猥褻物の提供・公然陳列など が行われていますし、嫌がおうにも知ること となった児童に計り知れない心的ダメージを 与えていることも確かです。 現に私の知り合いには、この掲示板を見たた めに、鬱になった方も、自殺された方もいま す。切実にこの掲示板の削除をお願いします。



# 第2幕 児童ポルノサイト

(1)プロバイダ

⑤それぞれの画像





15

# 第3幕 ブロッキングなど

# 児童ポルノ流通防止のために

- 1995年~ フィルタリング普及啓発
- 2006年~ インターネット・ホットラインセンター
  - (警察庁受託事業)
- 2009年~ 児童ポルノ流通防止協議会
- 2010年~ ブロッキング調査研究
  - (警察庁受託事業)

2011年? ブロッキングの本格運用開始

#### インターネット・ホットラインセンター



#### http://www.internethotline.jp/



日本におけるインターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口です。2006年6月1日から運用を開始しました。インターネットホットラインの国際ネットワークであるINHOPEの正会員です。

通報された情報を分析した結果、違法情報であれば警察庁へ通報します。有害情報〈公序良俗に反する情報〉と判断すれば、プロバイダや電子掲示板の管理者等へ、契約に基づく対応依頼を行います。もし判断に迷った場合は、複数の弁護士で構成される法律アドバイザーに判断を委ねます。なお、有害情報〈公序良俗に反する情報〉とする範囲については、違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引する情報と限定されています。

知的財産権侵害情報については、ホットラインセンターでは取り扱っていませんが、このような通報を受けた場合は権利者団体へ情報を提供します。また、名誉毀損や誹謗中傷情報についても、ホットラインセンターでは取り扱っていませんが、このような通報を被害者ご本人から受けた場合、ご本人が希望すれば法務省人権権護機関へ情報を提供することがあります。



#### 殺人・爆破・自殺予告 など緊急に対応が必要な情報は

警察に110番通報 願います

処理結果を見る

ホットラインセンターについて	パートナー
運用ガイドライン	アソシエイツ
統計情報 2010年1月の統計情報を 更新しました	お知らせ
よくある質問	リング

- ホットラインへ通報する(簡略フォーム版)
- 携帯からの通報フォーム: http://www.internethotline.jp/mobile/
  - 上記URLの2次元バーコードは右図です
  - 上記URLを携帯へ送信する場合はここをクリックして下さい



最新のお知らせ

お知らせ[総合インデックス]へ

# 業務内容

#### (通報分析業務)

- ●サイトの分析(違法or有害orガイドライン対象外)
- ●違法情報は警察庁へ情報提供
- ●有害情報はプロバイダへ削除依頼
- ●統計情報、ウェブページの更新
- ●法律アドバイザー (弁護士) による判定

#### (関係機関との連携業務)

- ●知的財産権侵害情報を権利者団体へ情報提供
- ●自殺予告や爆破予告等の緊急案件を都道府県警察本部へ即時通報
- ●海外の児童ポルノをINHOPE経由で相手国へ通報
- ●すべての通報URLをフィルタリング事業者へ提供(契約)

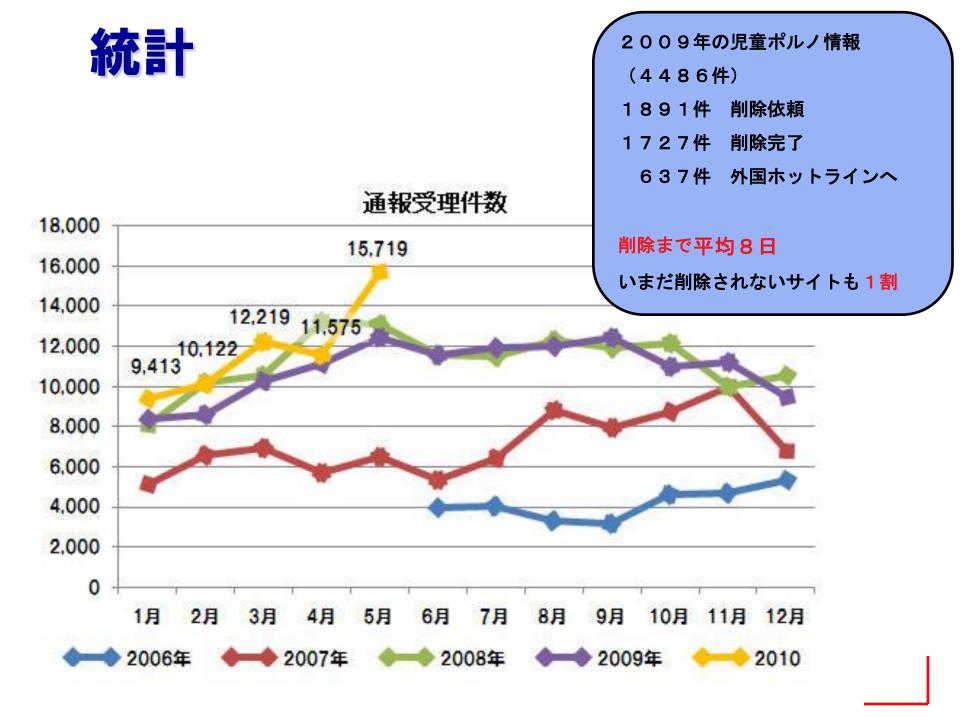
#### (広報関係業務)

- ●外部からの視察対応
- ●マスコミからの取材対応
- ●外部での講演活動



#### (その他の業務)

- ●都道府県警察からの捜査関係事項照会への対応
- ●警察庁への各種分析データの報告
- ●一般からの問い合わせ対応 (質問・相談)
- ●運用ガイドライン検討協議会の開催
- ●ホットライン運営委員会の開催



# 2010年5月 警視庁ネット児童ポルノー斉摘発!

掲示板に子どもの裸の画像を投稿したとして、警視庁は、男女27人を検挙。<u>15歳から54歳までの男</u>女で、このうち20人が逮捕。

1300枚余りに上る子どもの裸の画像で、ランキングサイトにも紹介されていた。

17歳の少年は「中学生のころから年下の男の子に興味を持っていた。掲示板を開設すれば、同じ趣味の人から多くの画像が手に入ると思った」と供述。

「インターネット・ホットラインセンター」からの連絡を受けて一斉摘発に乗り出したもの。

# 児童ポルノ流通防止協議会

平成21年度の成果物は2つ

(1)アドレスリスト作成管理団体運営「ガイドライン」

(2) ブロッキングに関する報告書

<u>技術面・コスト面</u>で採用可能なブロッキング手法の検討

ブロッキングと電気通信事業法上の通信の秘密との関係に ついて検討し、刑法上の違法性阻却事由の該当性について、 法的論点を整理

# 外国のブロッキングに係る費用

初期投資費用

ノルウエーTelenor、約5千ユーロ(<u>約75万円</u>)

英国BTは、50万ポンド(<u>約7500万円</u>)

韓国KISPAは8社のISPの設備投資合計が約300億ウォン(<u>約23億円</u>)

金額に幅があるのは、方法の違いと規模が関係する。

ノルウエーTelenorは最も簡単な方法といわれるDNSブロッキング、英国BTは2段階でチェックするハイブリットフィルタリング方式、韓国KISPAは細かに対象を指定できるURLブロッキングを採用している。韓国の場合は児童ポルノ以外の違法情報、国家保安法違反情報等も対象となっている

# 平成22年度警察庁事業(調査研究)

# 目的

アドレスリスト作成管理団体の業務を試験的に実施し、その中で得られた知見等に基づき、業務実施マニュアルを作成するなど、官民連携した児童ポルノ流通防止対策に係る調査研究を行うもの。

# 実施内容

アドレスリストを利用する事業者の選定

<u>提供方法</u>についての分析・検討、聞き取り調査及び必要な修正

リスト作成業務の試験的実施及び業務に必要な事項の調査

試験実施において判明した<u>業務上の問題等について内容、解決方法等</u>の 提示

# 児童ポルノのブロッキングに対する<sup>ルブ</sup>

児童ポルノ事犯の取締り、インターネット・ホットラインセンターを 通じた削除要請等を推進

- ●一方で、捜査や削除には一定の期間を要する
- ●その間、児童の人権が侵害される

可能な限り早期にブロッキングが実施されることが望ましい

オーバーブロッキングはあってはならない

- ●DNSブロッキングでは、対象となるサイトが限定される
- ●それ以外のサイトに掲載された児童ポルノは放置されることとなる

精度の高い方式を実施していただきたい

出典:2010年9月10日 JAIPA緊急勉強会警察庁発表資料より抜粋

http://www.jaipa.or.jp/event/adla/100910\_keisatsu.pdf

#### 「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」の運用のイメージ





専門委員会

- ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管 理団体の監督
- ○運用ガイドラインの見直し

等

#### 監督

#### 情報提供元



都道府県警察の 捜査等による把握



インターネット利用者 からの通報

#### 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体

#### アドレスリストの対象の範囲

特定のURL上に掲載された児童ポルノであって、次のいずれかに該当する もの

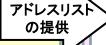
- ・サイト管理者等への削除要請を行ったが削除されなかったもの
- 海外サーバに蔵置されているもの
- サイト管理者等への削除要請が困難であるもの

児童ポルノ掲載アドレスリス 情報提供 ト作成管理団体が行う業務

- ○アドレスリストの作成
- ○アドレスリストの維持・管理
- ○アドレスリストの提供



•ISP



- ・ブロッキングの実施
- ・検索結果からの排除

アドレスリスト

利用事業者

・検索エンジンサービス事業者 ・フィルタリング事業者 等

・フィルタリングリストへ の反映

○統計情報の集計及び公表

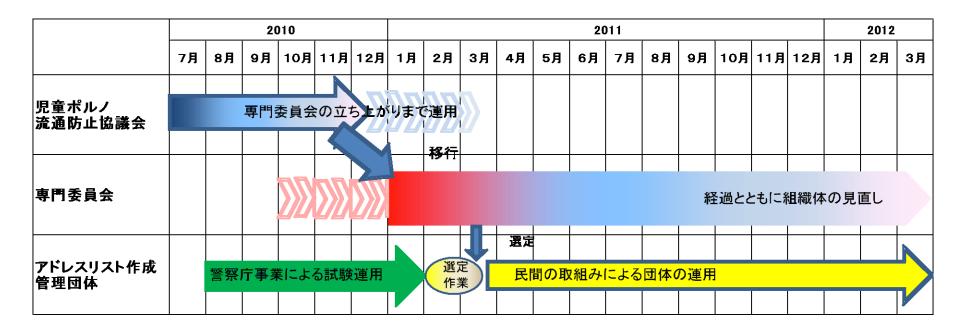
※ IHC: インターネット・ホットラインセンター



アドレスリストからの 除外要請

サイト管理者等

# 今後のスケジュール



# 第 4 幕 他に何ができる

購入者を阻止とか・・・(流通防止)

転送を阻止とか・・・(流通防止)



# もっと根本、ネットの振舞い方を知る



財団法人インターネット協会

# インターネット ルール&マナー検定

インターネットを利用する上でのルールやマナーの検定試験です。

安全・安心にインターネットを利用するためのルールとマナーの 知識を身につけているか、客観的に評価測定することができます。

財団法人インターネット協会が実施しています。

#### ビジネス版 NEW! 50問



通年で実施しています

#### こども版 30問



ふりがなあり はこちら

通年で実施しています

#### 大人版 100問



1月23日から4月23日 まで実施しています